

協議の場の進め方③

ワークショップ形式の話合い



話し合いを主導する女性農業委員(中央)

話し合いのスキル(ファシリテーション)

→農業委員等話し合いの進行役を担う人が備えていると好ましいスキル

地域づくりのスキル


→農村プロデューサーやコーディネーターを活用

協議の場に多様な参加者

→「幅広い関係者(特に若年者や女性、地域外の者)」と「関連する組織(農村RMO、特定地域づくり事業協同組合等)」

この際、コーディネーターを活用して、地域の話合いの土台づくりからはじめ、話し合いの機運の醸成や、関心のある者などを起点に地域の課題の掘り起こしを進め、**課題を集落で共有するなどにより、できる限り、認識の共通化を図りましょう。**その際、(農業委員会が)事前に把握した**地域に不在の農地所有者の意向等を紹介することも重要**です。また、話し合いが活発化してきた段階で、課題の解決に向け議論を深化させるため、**他の地域の事例や農外や地域外からの意見なども取り入れて**、将来の目指すべき姿を徐々に創り上げていきましょう。

農業委員会は、遊休農地や所有者不明農地、国有農地がある場合には、所有者、農地の現況などに関する情報を整理し、必要に応じて協議の場でこれらの農地の利用に向け協議しましょう。

 所有者不明農地や共有者が一人以上判明している農地、また、一定の要件を満たす国有農地は、農地バンクを経由して農地を借りることができます。

<協議の結果の公表>

市町村は、協議の結果を取りまとめ、**市町村の公報への掲載やインターネット等**で、協議に参加した関係者だけでなく、広く地域住民にも見られるよう工夫して公表するようにしましょう。

コーディネーターの活用

協議の場では、農水省の事業などにより、**コーディネート能力のある意欲ある専門家を活用**することができます。



<話合いのコーディネーター役>

- 1 **市町村職員**（農業担当や土地利用調整に携わる職員）、**農業委員・推進委員、県の普及指導員**に加え、現場で汗をかいている意欲のある人が参加し、話合いを進行するコーディネーター役を務めます。
- 2 コーディネーター役は、地域の実情に応じて、
 - ・貸付け意向の掘り起こしを行う**農地バンクの職員**
 - ・ファシリテーター等研修を実施している**全国農業会議所の職員等**
 - ・ブロックローテーションなどの地域の作付けや、加工や販売などに係る組合員組織を支援する**JAの役職員等**
 - ・基盤整備に関する話合いを主導する**土地改良区の職員**
 - ・農政や地域に精通した**民間コンサルティング事業者**や**これらのOB・OG、行政書士**などを活用することが考えられます。

<ポイント>

- ・都道府県や市町村は、事前に専門家の氏名、資格、これまでの活動内容・実績を取りまとめた**プロフィールを作成**し、**提供**するなど地域に周知しましょう。
 - ・市町村、農業委員会等の関係者は、専門家が活動しやすいよう、**保有する現場の情報を提供**しましょう。
 - ・地域の話合いをコーディネートできる人が不足している場合には、**実務経験のある専門家をコーディネーターやファシリテーターとして派遣や外部に委託**して話合いを進めましょう。
- ☞ 都道府県は広域的な見地から、コーディネーターを選定し、市町村に派遣しましょう。

協議の場における協議事項①

協議の場では、関係者により次の3つの事項を協議します。

※目標地図の素案が作成されている場合には、素案を用いて協議を行って構いません。

1 当該区域における農業の将来の在り方

区域の現状や課題を踏まえ、米から野菜、果樹等の高収益作物への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入、耕畜連携による飼料増産、水田の畑地化等、地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業について協議しましょう。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

農地については、今後もできる限り農業上の利用が行われるよう、まずは、農業振興地域を中心に農業上の利用が行われる農用地等の区域を設定することを基本としつつ、農業生産利用に向けた様々な努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農地※については、保全等が行われる区域とするなど、地域の現状や将来の見込みを踏まえて、地域の農地をどう利用していくべきか議論しましょう。



※具体例

- ①従来の農業上の利用や農地として維持することが困難な農地であり、粗放的利用や、より省力的で簡易な方法で管理・利用するもの
 - ②山際などの条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であるもの
- などを対象に活性化法に基づき活性化計画を策定して農用地の保全等に取り組む場合も、一体的に議論の場にて議論いただくことで、協議の場を活性化法に基づく協議会として活用することが可能です。

直近の人・農地プランの取組において、これらの事項について、協議・公表がなされているときは、その結果を地域計画の策定の前提となる協議の結果とみなすことができますこととしています。

3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

1、2を基に、10年後の将来の目指すべき姿に向け、次に掲げる事項について、協議し、取りまとめましょう。11

協議の場における協議事項②

協議事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

・担い手への集積方針や、団地数の削減及び団地面積の拡大など。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・農用地の集積、集約化に向けた、農地中間管理機構の活用方法など。

(3) 基盤整備事業への取組方針

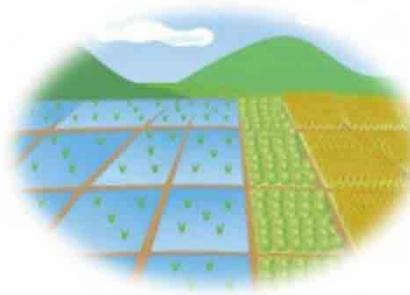
・農用地の大区画化・汎用化等の基盤整備事業の工種や導入時期など。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・新規就農者や経営の規模の大小や、家族か法人かの別にかかわらず、地域農業を支える多様な経営体の確保・育成や、関係機関との連携など。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

・バンクへの集積を踏まえ、農業支援サービス事業者等への地域の状況に応じた農作業の委託方法など。



任意事項 (地域の実情に応じて、次の事項の方針について協議してください。)

①鳥獣被害防止対策 (地域における放牧・鳥獣緩衝帯、侵入防止柵など)

②有機・減農薬・減肥料 (取組面積の拡大や、生産団地の形成など)

③スマート農業 (AIやIoT、無人ロボット、ドローンなどの先端技術の活用など)

④畑地化・輸出等 (水田の畑地化、輸出に向けた作物選定、ブロックローテーション等の体制づくりや団地形成など)

⑤果樹等 (果樹等の改植や整備、団地形成など)

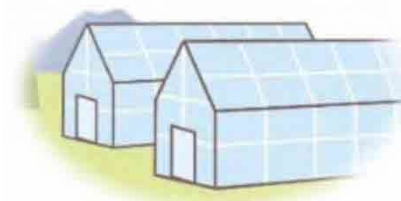
⑥燃料・資源作物等 (搾油作物などの資源作物の導入や団地形成など)

⑦保全・管理等 (従来の農業上の利用が困難な農地における放牧、蜜源作物の作付け、鳥獣緩衝帯など)

⑧農業用施設 (農業用施設を設置する範囲、整備する時期や用途など)

⑨耕畜連携等 (畜産農家と飼料作物の生産者との連携方法、堆肥の利用など)

⑩その他 (地域の実情に応じて追加してください。)



みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R5補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和6年度予算概算決定額 650 (696) 百万円】
【令和5年度補正予算額 2,706百万円】

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略及びみどりの食料システム法に基づき、資材・エネルギーの調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に地域ぐるみで取り組むモデル地区を創出するとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりを支援します。

<政策目標>

みどりの食料システム戦略に掲げたKPI（重要業績評価指標）の達成 [令和12年及び32年まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金

381 (400) 百万円
(R5補正 2,602百万円)

以下の取組について支援します。

- ① **推進体制整備**：地方公共団体が農林漁業者等と連携して行う基本計画の点検・改善に係る調査・検討、有機農業指導員の育成・確保、特定区域の形成拡大に向けた体制整備等
- ② **グリーンな栽培体系への転換サポート（拡充）**：化学肥料等の生産資材の使用低減やスマート農業技術の活用等の産地に適した技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換・都道府県域への展開、消費者理解の醸成
- ③ **有機農業産地づくり推進（拡充）**：有機農業の団地化や給食利用等の地域ぐるみの取組、地域外の関係者との連携や新技術の導入等による有機農業の面積拡大の加速化
- ④ **有機転換推進事業（拡充）**：慣行栽培から新たに有機栽培へ転換する取組
- ⑤ **SDGs対応型施設園芸確立**：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸産地の育成
- ⑥ **地域循環型エネルギーシステム構築**：地域資源を活用した循環型エネルギーシステムの構築
- ⑦ **持続可能なエネルギー導入・環境負荷低減活動のための基盤強化対策（拡充）**：バイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用実証等や環境負荷低減の取組を支える事業者の施設整備等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

270 (296) 百万円
(R5補正 104百万円)

以下の取組について支援又は実施します。

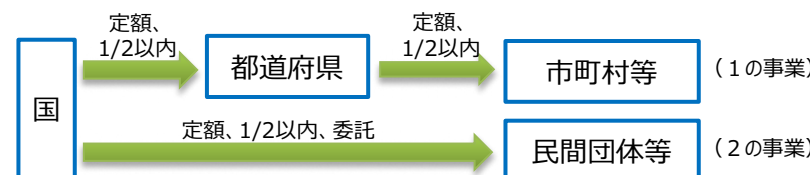
- ① **みどりの食料システム戦略の理解浸透（拡充）**：見本市での展示等の情報発信、環境負荷低減の取組の「見える化」推進、J-クレジット等の普及・創出拡大等
- ② **有機農業推進総合対策事業**：有機栽培技術を提供する民間団体の育成、技術習得による実践人材の育成、国産有機農産物の需要喚起、有機加工食品における国産原料の生産・取扱いの拡大
- ③ **穀物グリーン化転換推進事業**：穀物の生産から集出荷段階に至るグリーン化技術の確立に向けた取組
- ④ **生分解性マルチ導入促進事業**：生分解性マルチ導入促進に向けた製造・流通の課題解決
- ⑤ **グリーンな栽培体系の普及啓発**：グリーンな栽培体系への転換に向けた技術の情報発信
- ⑥ **地域資源活用展開支援事業（拡充）**：農山漁村での再生可能エネルギー導入のための現場ニーズに応じた専門家派遣
- ⑦ **「みどりの食料システム戦略」ASEAN地域実装加速化対策（新規）**：「日ASEANみどり協カプラン」の協力案件の形成に向けた調査等

※みどりの食料システム法に基づく特定区域の設定や計画認定者等を事業採択時に優遇します。

※優遇措置の内容は各メニューにより異なります。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)⁴

<対策のポイント>

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を**支援します。

<政策目標>

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮

<事業の全体像>

近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ国民全体が享受している多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつあることから、平成27年度から「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、地域の共同活動による多面的機能の発揮を促進する制度として実施しています。

↑
多面的機能の
高度な発揮
の

環境保全型農業直接支払
2,641 (2,650) 百万円

生産方式
に着目

○自然環境の保全に資する生産方式を導入した農業生産活動を推進するため、**活動の追加的コストを支援**



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

↑
多面的機能の
発揮

多面的機能支払
48,589 (48,652) 百万円

活動内容
に着目

【資源向上支払】

○地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・生態系保全などの農村環境保全活動
- ・施設の長寿命化のための活動 等



水路のひび割れ補修



ため池の外来種駆除

【農地維持支払】

○多面的機能を支える共同活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

中山間地域等直接支払
26,100 (26,100) 百万円

対象地域
に着目

○中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**

- ・農業生産活動（耕作放棄の防止活動等）
- ・多面的機能を増進する活動（周辺林地の管理、景観作物の作付等）



中山間地域
(山口県長門市)

70-2 日本型直接支払のうち 中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けた農業生産活動の継続を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

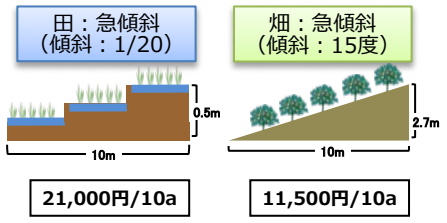
<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

【対象地域】中山間地域等
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

70-3 日本型直接支払のうち 環境保全型農業直接支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 2,641 (2,650) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,550 (2,537) 百万円

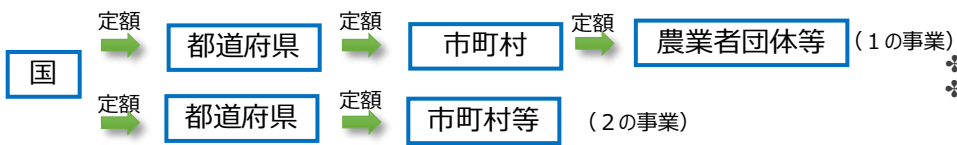
- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ④ 取組拡大加算
 - 有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 91 (104) 百万円

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。

※事業評価のため実施していた調査委託については前年度限りで終了。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ **全国共通取組** 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業 業 業 注1)	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。	
	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種注3)	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。
 注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。
 注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ **地域特認取組** 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）
 ※交付単価は、都道府県が設定します。

【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
 ※ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

41 経営所得安定対策

【令和6年度予算概算決定額（所要額）248,294（258,415）百万円】

＜対策のポイント＞

諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する**畑作物の直接支払交付金**及び農業収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する**米・畑作物の収入減少影響緩和交付金**を担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）に対して直接交付します（いずれも規模要件はありません。）。

＜政策目標＞

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

＜事業の内容＞

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）199,236（198,433）百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額）41,924（52,765）百万円

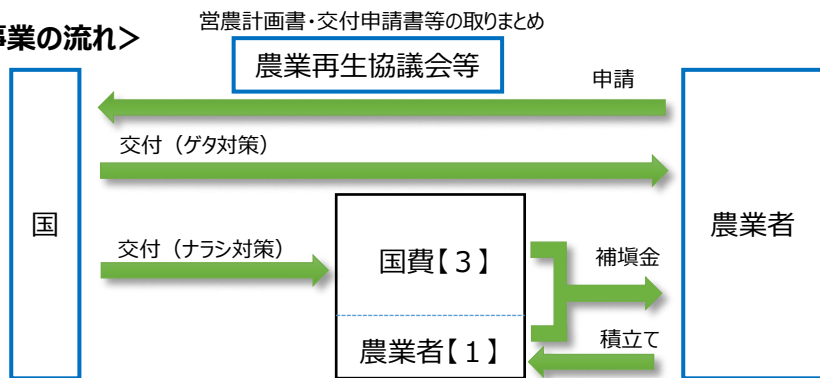
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの令和5年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から補填します。

3. 経営所得安定対策等推進事業等

7,134（7,217）百万円

農業再生協議会が行う水田収益力強化ビジョン等の作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

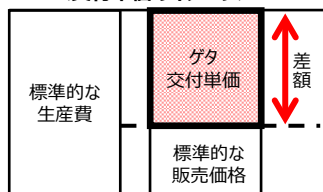
【交付単価】（令和5年産～7年産まで適用）数量払の交付単価は品質区分に応じて設定

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け		課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg	てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg	でん粉原料用ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg	そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg	なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg			

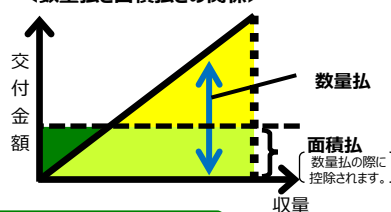
【面積払】 当年産の作付面積に基づき数量払の先払いとして交付

2万円/10a（そばについては、1.3万円/10a）

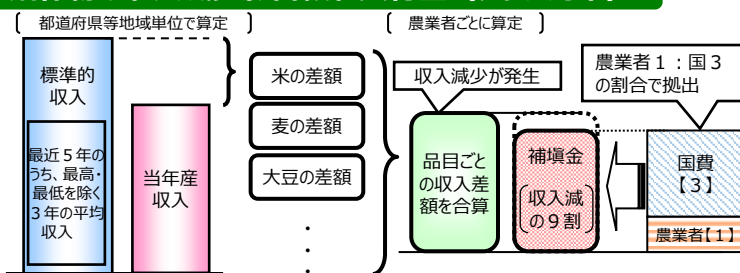
＜交付単価のイメージ＞



＜数量払と面積払との関係＞



米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）



【お問い合わせ先】 農産局穀物課経営安定対策室（03-3502-5601）

1 水田活用の直接支払交付金等

【令和6年度予算概算決定額 301,500 (305,000) 百万円】

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた低コスト生産の取組、畑地化による高収益作物等の定着**等を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆17万ha、飼料用米9.7万ha [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万t、米粉用米：13万t [令和12年度まで]）

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援**します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組を支援**します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

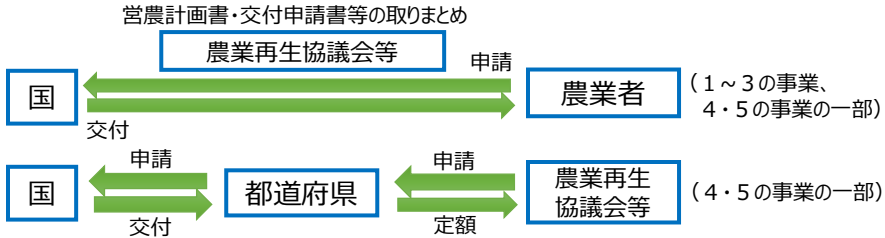
4. 畑地化促進助成

水田を畑地化し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組等を支援**します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 11,000 (11,000) 百万円
産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の**低コスト生産等の取組を行う農業者を支援**します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業の流れ>



<事業イメージ>

戦略作物助成

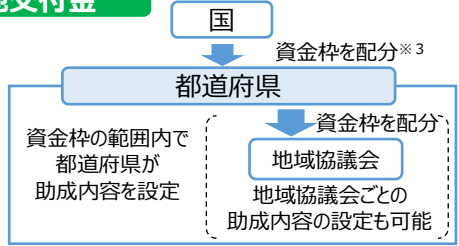
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a
 *2：飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5~9.5万円/10a）
 今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）とする

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年間で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降は交付対象水田としない。
- ・ 水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とする。ただし、①湛水管理を1か月以上行い、②連作障害による収量低下が発生していない場合は、水張りを行ったものとみなす。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和6年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分
 *4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

畑地化促進助成

（令和5年度補正予算と併せて実施）

- ① **畑地化支援***5：14.0万円/10a
- ② **定着促進支援***5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間
または10万円（15万円*6）/10a（一括）*6：加工・業務用野菜等の場合
- ③ **産地づくり体制構築等支援**
- ④ **子実用とうもろこし支援**（1万円/10a）

*5：対象作物は、畑作物（麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、そば等）及び高収益作物（野菜、果樹、花き等）

【お問い合わせ先】 農産局企画課（03-3597-0191）

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算概算決定額 1,086 (1,521)百万円】
(令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数)

<対策のポイント>

地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、**目標地図に位置付けられた者が経営改善**に取り組む場合、**必要な農業用機械・施設の導入を支援**します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき**将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿**の実現に向けて、融資を受けて**経営改善**の取組に**必要な農業用機械・施設を導入**する場合に支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の**経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ**（先進的農業経営確立支援タイプ）

※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

・スマート農業優先枠

ロボット技術・ICT機械等の導入（農業支援サービス事業者の取組も対象）

・集約型農業経営優先枠

中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入

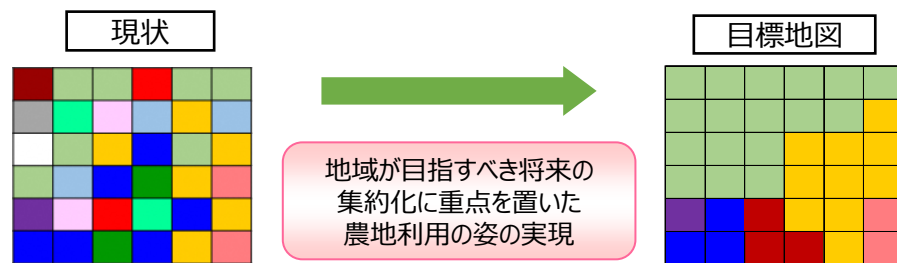
・グリーン化優先枠

「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

（令和5年度補正予算）担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数
担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業イメージ>



助成対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む）

助成内容

経営改善の取組に必要な農業用機械・施設（事業費50万円以上）

補助率

事業費の3/10以内

補助上限額

300万円（経営面積の拡大（水田作で20ha以上等）等を目指す者については600万円に引上げ）
（先進的農業経営確立支援タイプ：
個人1,000万円、法人1,500万円）

（この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

氏名:

現時点: 令和6年1月28日

目標	取組内容	先進的農業経営確立支援	地域担い手育成支援	時期
①付加価値額の拡大	ア 現状ポイント※⑤新規就農加 points は除く			○付加価値額
	a 直近年度の付加価値額が300万円以上	1	1	収入総額－費用総額＋人件費
	b 直近年度の付加価値額が600万円以上	2	2	
	イ 目標ポイント※⑤新規就農加 points は除く			
	a 付加価値額の拡大率3%以上	/	1	
	b " 9%以上	1	/	
	c " 10%以上	/	2	
	d " 15%以上	2	3	
	e " 20%以上	3	4	
	f " 25%以上	4	/	
	g " 30%以上	5	5	
	h " 40%以上	6	/	
	i " 50%以上	7	/	
	ウ 増加額の目標ポイント※⑤新規就農加 points (イ)、その他は(ア)			
	(ア) a 付加価値額の増加額が100万円以上	1	1	
	b " 200万円以上	2	2	
	c " 300万円以上	3	3	
	d " 400万円以上	4	4	
	e " 500万円以上	5	5	
	" 700万円以上	6	/	
e " 1,000万円以上	7	/		
(イ) a 基準額(就農後経過年数×50万円)以上	2	1	R6年就農者の就農経過年数は3年となる。	
" 10%増し以上	3	2		
" 20%増し以上	4	3		
" 30%増し以上	5	4		
" 40%増し以上	6	5		
②経営面積の拡大(作業受託含む)	・3年度内に農地中間管理機構で賃貸借かつ面積の拡大			
	a 8ha以上拡大	6	/	
	b 4ha以上拡大	5	5	
	c 2ha以上拡大	4	4	
	・3年度内に農地中間管理機構で賃貸借又は面積の拡大			
c 農地中間管理機構利用時点より増又は4ha以上拡大	3	3		
d 農地中間管理機構利用時点より増又は2ha以上拡大	2	2		
・ア～エ以外				
カ 目標年度に現状より拡大	1	1		
③労働時間の短縮	・農作業の一部又は全部の労働時間の削減			
	a 目標年度までに10%以上削減	1	1	
	b " 20%以上削減	2	2	
c " 50%以上削減	3	3		
④経営管理の高度化	ア 現在、法人である又はR8年度までに法人化	1	2	
	イ GLOBALGAP又はASIAGAPの認証を取得している	1	1	
	ウ 農業版事業継続計画(BCP)を策定している	1	1	
	エ 青色申告を行っている又は行うこととしている	1	1	
	オ 以下のいずれかに該当 (ア)事業実施前3年度内温室効果ガスの削減をおこなっている若しくは化学農薬・肥料の削減を行っている又は行うこととしている。 (イ)有機JAS認定を受けている又は認証面積を拡大する。(新規認証受ける場合も可)	1	1	
カ 労働時間、休憩、休日、時間外及び休日の労働について、就業規則又はこれに準ずるものに他産業と同等の労働環境を規定している。	1	/		
⑤新規就農者	・事業年度に就農、又は就農後、5年度以内の経営者 (経営移譲している就農5年度以内の後継者も対象)	2	2	R6.1.28～R7.3.31に就農(経営)
	但し、現時点で認定農業者、認定新規就農者であること			
	a 50歳までに就農(法人は役員の過半が50歳以下)→2P加算	2	2	
b 事業実施年度以降に新規就農者育成総合対策の交付を受けない	1	1		
⑥農業者の育成	・農業研修生を受け入れている(研修後、就農予定の場合)	1	1	R5.1.31～R6.1.28の受入実績※期間満了時は対象外
	受け入れていた研修生が過去5年以内に独立し、認定新規就農者か認定農業者となった場合→1P加算(H31.1.31以降)	1	1	
⑦女性の取組	・ア～ウのいずれかに該当			現時点で該当すること
	ア 女性経営者である。	3	3	
	イ 代表者が女性、又は役員等のうち女性が過半を占める法人等 ウ 法人等で部門別経理の部門責任者が女性である。			
⑧輸出事業計画と連携	・助成対象者又は助成対象者が属する団体が策定した輸出事業計画が認定され、導入するものが取組内容に関するものである	1	1	現時点で該当すること
⑨他産業との連携	・以下のいずれかに該当			現時点で該当すること
	ア 自ら・加工・販売を行っている又は行うこととしている	2	/	
イ 異分野の事業者と連携し、経営の高度化を行っている又は行うこととしている	2	/		
⑩多様な人材の育成・確保	・以下のいずれかに該当	2	/	現時点で該当すること
	ア 多様な人材(障害者、高齢者等)が就労している又就労環境整備を行っている			
	イ 地域産業理解促進のため施設給食への食材提供を行っている			

農業経営者の皆様へ！

自然災害に備えて 農業版BCP

を作成してみましょう！

BCP（事業継続計画）とは、自然災害などの緊急事態が発生した場合、人員、電気、水、資金等が足りなくなることが想定される中で、どの仕事を優先して続けるか、どうやって再開するか、ということをおらかじめ決めておく計画のことです。

BCPは決して難しいものではなく、経験として既に備わっていることも少なくありません。計画として文字に落とし込むことで、従業員との共有や、普段の経営の見直し・改善にも繋がります。

農林水産省では、自然災害等のリスクに備えるためのチェックリストを作成しています。チェックリストには「リスクマネジメント」と「事業継続」の2種類のシートがあり「事業継続」の項目ごとに必要な内容を記載すると、ご自身で簡易的な農業版BCPが作成できます。



① 日頃からのリスクへの備え、台風等襲来の際の直前対策のために！

○チェックリスト「リスクマネジメント」

自然災害等のリスクに対して、防災・減災の観点から備えておくべき項目についてチェックします。

(項目の例)

- MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？
- トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか？

リスクマネジメント		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト				詳細	
事業名	事業種別	項目	内容	YES	NO	対応	備考
		1	自身の事業活動に必要となる、自然災害、その他のリスク（自然災害・感染症・火災等）とその影響について考えられているかどうか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		2	自身の事業活動の継続性についてハザードマップを確認しているかどうか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		3	自然災害等のリスクを軽減するために、「事業継続」に関するマニュアルを作成し、関係者の周知徹底を図っているかどうか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		4	MAFFアプリをインストールし、災害対策等の情報を利用していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		5	トラクターやコンバイン等の農業機械を高台や屋内へ移動させましたか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考

② 被災後の復旧・事業継続のために！

○チェックリスト「事業継続」

被災後の事業継続の観点から、ヒト・モノ・カネ・セーフティネット等、事前に想定しておくべき事項についてチェックします。

(項目の例)

- 収入保険の補償内容を理解するとともに加入していますか？

事業継続		自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト				詳細	
事業名	事業種別	項目	内容	YES	NO	対応	備考
		1	収入保険の補償内容を理解していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		2	被災後の事業継続のために、関係者（従業員）と連携していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		3	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		4	被災後の復旧（営業再開）のために、関係者への連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		5	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		6	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		7	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		8	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		9	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考
		10	関係者の連絡先を把握していますか？	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	対応	備考

○農業版BCP（事業継続計画）

チェックリストの各チェック項目に、ご自身の経営に合わせた具体的な内容を当てはめると、農業版BCPが作成されます。

(農林水産省ホームページに掲載しているEXCEL版のチェックリストを活用すると作成がスムーズです。)

農業版事業継続計画書		作成日		作成者	
1. 基本方針					
2. 事業継続計画の目的					
3. 事業継続計画の範囲					
4. 事業継続計画の実施体制					
5. インフラ等の復旧による事業継続への影響と対応（代替手段等）					
6. 関係者の連絡先					
7. 関係者の連絡先					
8. 関係者の連絡先					
9. 関係者の連絡先					
10. 関係者の連絡先					



③ 定期的・継続的な見直し

農業版BCPを上手く機能させるため、少なくとも年に1回は見直しを行い、備えが十分か確認しましょう。

■農用地区域内における開発行為の制限（農振法第15条の2関係）

農用地区域内では、農業上の利用を確保していくため、農業以外の利用を制限していますが、一時的に農業以外への利用を図る場合、あるいは、農用地利用計画に沿ってその用途を変更し農業用施設の建設を行う場合など、同区域内で開発行為を行う際にはあらかじめ市町村長の許可を受ける必要があります。

農用地区域は、農業上の利用を図るべき土地の区域であり、その中には、農用地だけでなく、将来、農業上の利用を考えている山林・原野等が含まれていることもあり、この場合、これら山林・原野等も開発行為の制限を受けることとなります。

（1）土地の形質の変更に該当する行為

①	宅地の造成（床面積等が90㎡以上の新・改・増築・仮設等の工作物含む。）
②	土地の開墾
③	農用地間における用途の変更
④	土、岩石又は砂利の採取
⑤	鉱物の掘採
⑥	切土、掘削、盛土、物件の集積等により土地の物理的形質を変更する行為

（2）必要な手続き

開発行為の許可を受けようとする者は、工事期間や工事計画の概要等を記載した申請書に、開発行為に係る土地の位置及びその付近の状況等を明らかにした図面等を添付し、市町村長あてに提出して、許可を受けます。

また、次のいずれかに該当する場合には、許可を受けることができません。

①	開発行為を行うことで、その土地において農業上の利用が困難となる
②	周辺農地などに土砂の流失あるいは崩壊などの災害を発生させる恐れがある
③	用排水路の利用に支障を及ぼす恐れがある

農業振興地域整備計画変更申出される皆様へ

◎ 農用地域域について

農業振興地域制度における農用地域域は、農業振興のため『農地を守る』立場で設けられています。その農地が除外要件などの全てを満たす場合のみ除外適当と判断され、転用が可能となります。申出の全てが除外されるとは限りませんので、土地の選定については慎重にしてください。

◎ 除外する場合は、次の要件をすべて満たすことが必要です。

1. 農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと。
2. 農用地域域以外の土地をもって代えることが困難であると認められること。
3. 農用地の集団化、連たん性の確保、農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。
4. 農用地域域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたさないこと。
5. 農用地域域内の土地改良施設の機能に支障が無いこと。
6. 国の直轄又は補助による土地基盤整備事業等の実施区域の土地で無いこと。
7. 除外後、農地転用の許可が見込まれるものであること。
8. 除外面積は、その目的に対して必要最低限であること。
9. 申出者若しくはその関係者が過去の実績において不適当な行為を行っていないこと。

なお、不適切な行為とは、申出者及び関係者が当初の申出又は計画と異なる開発行為を行った場合をいう。

〈注意事項〉

- ① 「農業振興地域整備計画に支障をきたさないこと」とは、農業振興地域整備計画で計画された農業上の土地利用の方向に記載されている計画に対して支障の有無で判断します。
- ② 農用地の集団化における集団とは、農用地の連たんしているもの、又は離れている一団の農用地が道路、鉄道その他の施設、河川、がけなどの地形、地物を境界としても、通作や管理などに支障が生じない地形、地物であれば、集団の一部として扱う。
- ③ 農作業の効率化その他土地の農業上効率的かつ総合的な利用とは、農作業の効率的に行うのに必要な作業環境の確保を指す。(周辺環境への影響も含めた高性能な農業機械による営農可能な土地：高性能な農業機械とは、乗用型トラクター、乗用型田植機、コンバイン、乗用型防除用動力散布機などを指す。)
- ④ 農用地域域内における効率的かつ安定的な農業経営体に対する農用地の集積に支障をきたすとは、除外する土地について、担い手（認定農業者又は特定農業法人若しくは特定農業団体のほか、安平町が効率的かつ安定的な農業経営者と認めるもの）が現に集積している、又は利用集積することが確実である場合で、担い手の経営規模を縮小することを指す。

◎ 編入する場合は、次の要件を満たすことが必要です。

1. 既に設定されている農用地区域に連たんしていない場合は、原則としておおむね10ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することが認められること。
2. 既に設定されている農用地区域に連たんしている場合は、一体的に保全、整備することが適当と認められる農地等で、おおむね1ヘクタール以上の農地等を確実に農用地区域として設定することができるものと認められること。

◎ 変更申出の受付

毎年5月、9月、1月の年3回です。手続きには長い期間を要しますので、受付期間に十分にご注意下さい。

回	受付締切	備 考 (受付後のスケジュール予定)			
		農委総会	縦覧期間 (異議申立期間)	知事協議	決定告示
1	5月 6日	5/24頃	6/1～7/15 (7/16～29)	8月上旬	8月下旬
2	9月 6日	9/26頃	10/3～11/17 (11/18～12/2)	12月上旬	12月下旬
3	1月 11日	1/24頃	2/1～3/15 (3/16～31)	4月上旬	4月下旬

◎ 手続きに要する期間は4ヶ月以上

変更申出の受付から北海道知事の計画変更同意までの期間は約4～8ヶ月かかります。

◎ 農業振興地域農用地から除外後、速やかに農地転用などの手続きを

農業振興地域農用地から除外が認定された後、6ヶ月以内に農地転用等必要な手続き及び事業着手等しないものについては、再度農用地区域に編入する場合がありますのでご注意ください。

◎ 除外認可後除外申出の事業内容と同じ内容で農地転用手続きを

事業を行うには、除外された後に、農地転用等の手続きが必要です。農地転用の事業内容は、除外申出の内容と同じであることが原則です。事業内容が変更となる場合は、まず取り下げの申出をし、改めて除外申出の手続きをとっていただきます。

◎ 許可無く農地転用はできません

農地転用の許可を得る前に、農地を農地以外に利用することはできません。除外申出や転用申請をしたからといっても、転用許可前に転用できません。無断で転用すると、申出却下や法により罰せられることがありますので、くれぐれもご注意ください

□ 問い合わせ先

安平町役場産業振興課 農政・畜産グループ Tel.0145-22-2515

無利子

あなたの農業経営の安定と改善をサポートする

安平町農業振興資金のご案内

1. 借入者の資格

- ・規模拡大や生産方式の合理化等の経営改善に資する事業を行おうとする安平町に在住する農業者及び農業団体など

2. 資金の主な使いみち

- ・経営改善（機械・施設等の導入）を図るとき
- ・土地改良（暗渠・用排水等）を実施するとき
- ・家畜の導入等を実施するとき
- ・各種補助事業に、自己資金の調達を必要とするとき

3. 貸付金の限度額と償還期限

- ・貸付限度額は個人200万円、団体500万円
 - ※ 貸付限度額内の融資率は100%
- ・償還年数は6年間（うち据置き1年）

4. 資金利用に必要なもの

- ①認定申請書（農業所得収支内訳書等）
- ②貸付申請書（見積書及びカタログ等）
- ③借用証書（印鑑証明書、収入印紙）
 - ※ 連帯保証人2名は、町内に1年以上居住している農業者
- ④保証意思確認公正証書（公証役場）



詳しくは、安平町産業振興課まで、お問い合わせください。

[電話番号：22-2515]

資金利用の申込は、随時受付しておりますので、お気軽にご相談ください。



令和6年3月発行
安平町産業振興課農政・畜産グループ

公証人による保証意思確認手続の新設について

法人や個人事業主が事業用の融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、多額の債務を負うという事態が依然として生じています。

そこで、個人が事業用の融資の保証人になろうとする場合には、公証人による保証意思の確認を経なければならないこととされています。この意思確認の手続を経ずに保証契約を締結しても、その契約は無効となります。

なお、この意思確認の手続は、主債務者の事業と関係の深い次のような方々については、不要とされています。

- ①主債務者が**法人**である場合 その法人の理事，取締役，執行役や，議決権の過半数を有する株主等
- ②主債務者が**個人**である場合 主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や，主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者



公証人はどんな人ですか。

公証人は、公証人法の規定により、判事（裁判官）、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任命しています。

保証意思確認の手続をするには、どこに行けばいいのですか。

公証人は、公証役場（公証人が執務する事務所）を設置して事務を行っています。

公証人は、全国に約500名おり、公証役場は約300箇所あります。

保証意思確認の手続について、囑託先とすべき公証役場に制限はありません。

日本公証人連合会 <http://www.koshonin.gr.jp/>

(公証役場一覧) <http://www.koshonin.gr.jp/list>

公証人による保証意思確認のの流れ

① 公証役場に行く

これから保証人になろうとする方は、保証契約をする前に、原則として公証役場に出向いて、保証意思確認の手続（保証意思宣明公正証書の作成の囑託）を行うこととなります。保証意思宣明公正証書は、保証契約締結の日前1か月以内に作成されている必要があります。

この手続は、代理人に依頼することができません。本人自身が公証人から意思確認を受けることとなります。

② 保証意思の確認

公証人から、保証人になろうとする方が保証意思を有しているのかを確認されます。

保証をしようとしている主債務の具体的な内容を認識しているか、保証をすることで自らが代わりに支払などをしなければならなくなるという大きなリスクを負担するものであることを理解しているか、主債務者の財産・収支の状況等について主債務者からどのような情報の提供を受けたか（→7頁参照）などについて確認を受けます。このほか、保証人になろうと思った動機・経緯などについても質問されることがあります。

その後、所要の手続を経て、保証意思が確認された場合には、公正証書（保証意思宣明公正証書）が作成されます。

保証意思確認の手続の費用はどのくらいかかりますか。

保証意思確認の手続の手数料は、1通1万1,000円を予定しています。その他の費用については、囑託先となる公証役場にお問い合わせください。



情報提供義務の新設

このほか、保証人のために、次のような情報が提供されるようになります。

1 保証人になることを主債務者が依頼する際の情報提供義務

事業のために負担する債務について保証人になることを他人に依頼する場合には、主債務者は、保証人になるかどうかの判断に資する情報として、

- ①主債務者の財産や収支の状況
- ②主債務以外の債務の金額や履行状況等に関する情報

を提供しなければなりません。このルールは、事業用融資に限らず、売買代金やテナント料など融資以外の債務の保証をする場合にも適用されます。

2 主債務の履行状況に関する情報提供義務

主債務者の委託を受けて保証人になった場合には、保証人は、債権者に対して、主債務についての支払の状況に関する情報の提供を求めることができます。

※この情報提供は、法人である保証人も求めることができます。

3 主債務者が期限の利益を喪失した場合の情報提供義務

債務者が分割金の支払を遅滞するなどしたときに一括払いの義務を負うことを「期限の利益の喪失」といいます。主債務者が期限の利益を喪失すると、遅延損害金の額が大きくふくらみ、早期にその支払をしておかないと、保証人としても多額の支払を求められることになりかねません。

そのため、保証人が個人である場合には、債権者は、主債務者が期限の利益を喪失したことを債権者が知った時から2か月以内にその旨を保証人に通知しなければならないとされています。

改正の内容についてのより詳しい説明は、
法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/
minji06_001070000.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html)



安平町地域農業支援システム整備事業

【事業開始年度：H22年度】

R6年度予算要求額5,000千円

- 耕畜連携や農業機械等の共同利用等を行う農業団体等が地域の課題解決や活性化を図るために必要とする作業機械等の導入に対して支援します。

イメージ

農業者の共同の取組により、地域の課題解決や活性化を目指して、作業機械及び農業用施設を導入する場合



補助率等

500万円を上限に助成が受けられます。
※ 補助率は1/2以内です。

優先順位

国費や道費等の補助事業で対象になりにくい機械や施設等で地域共同性の高い事業が優先されます。
※ 「1団体」の採択を目安としています。

対象者

次の団体が対象となります。（※ ただし、町内に住所を有していること。）

- 1 農業者3人以上で構成された農業生産法人
- 2 農業者3人以上で構成された法人格を有しない団体
- 3 機械利用組合等の共同性の高い団体
- 4 農業協同組合

★ 例えば、次のような整備内容が対象になります ★

- ◆ 農作業を共同化するための作業機械〔ホイールローダー、大型コンバインなど〕
- ◆ 新規作物の導入を行うための機械等〔最新技術及び新規作物等の対応機械など〕



安平町
ABIRA

お問い合わせ先：産業振興課農政・畜産グループ 電話22-2515

事業期間
R4～R6年度

安平町の農業づくりに向けたはじめの1歩(いーっぽ)!!
～土づくりからスタートする元気な農業づくり～

安平町緑肥導入促進事業のご案内

R6 年度予算要求額 2,400 千円

1. 事業の対象

- ① 対象者～町内に1年以上在住する農業者及び農業法人
 - ② 対象地～現況地目が「畑」である町内の農地
- ※ ただし、転作田への作付けは、対象外です。

2. 事業の内容

- 対象作物及び要件

対象緑肥作物名	基本要件	
	10アール当たり播種量	共通項目
えん麦野生種（ハイツ、サイア）	10kg 以上 15kg 以内	① 鋤込み後は、必ず土壤分析を実施すること。 ② 前・後作物が輪作体系を考慮していること。
アブラナ科（カサシ、夏カシ、春カシ）	1kg 以上 2kg 以内	
ひまわり（りん蔵）	1kg 以上 2kg 以内	
マメ科（アカローパー、クリソクローパー）	2kg 以上 3kg 以内	

- 補助率

事業費の4分の1以内（ただし、消費税は除く）

※ 負担区分～農業者 1/2、JA1/4、町 1/4

3. 事業の実施主体

とまこまい広域農業協同組合

4. 事業の参加に必要なもの

- ①実施計画書、②印鑑

※ ①はJA各支所に用意してあります。

【問い合わせ先】

JAとまこまい広域早来支所販売課 ☎22-2525

JAとまこまい広域追分支所営農課 ☎25-2525

安平町役場産業振興課農政・畜産グループ ☎22-2515

